

令和5年第2回
城里町議会臨時会議案書

城 里 町 議 会

令和5年第2回城里町議会臨時会議事日程

令和5年10月11日（水）午前10時開議

- | | | | | |
|------|------------|-------------------------------|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | | |
| | 番 | | 番 | 番 |
| 日程第2 | 会期の決定 | 会期 | 日間限り | |
| 日程第3 | 議案第62号 | 工事変更請負契約の締結について | | |
| 日程第4 | 議案第63号 | 令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について | | |

1 説明のため出席を要求する者

職 名	氏 名
町長	上遠野 修
副町長	藤 田 悟 史
教育長	添 田 智
まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総務課長	増 井 栄 一
町民課長	加 藤 孝 行
財務課長	雨 宮 忠 芳
税務課長	佐 藤 幸 宰
健康保険課長	富 江 一 也
長寿応援課長	稲 川 弘 美
福祉こども課長	飯 村 正 則
農業政策課長	興 野 隆 喜
都市建設課長	大 津 好 男
下水道課長	園 部 繁
会計課長（会計管理者）	所 克 実
水道課長	江 幡 守 仁
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

提出議案の概要説明（要旨）

令和5年第2回城里町議会臨時会にあたり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第62号 工事変更請負契約の締結についてであります。令和5年度おひさま学童クラブ新築工事において、排水計画の変更及び支障物件の撤去を追加するため変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第63号 令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,611万8千円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

議案第62号

工事変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年城里町条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度 おひさま学童クラブ新築工事
- 2 変更による増額 440,000円
(内消費税額40,000円)
- 3 変更後契約金額 66,990,000円
(内消費税額6,090,000円)
- 4 契約の相手方 茨城県東茨城郡城里町那珂西2490
有限会社 東海組
代表取締役 小高 廣子
- 5 契約の方法 随意契約

令和 5年10月11日 提出

城里町長 上遠野 修

令和 5年 月 日

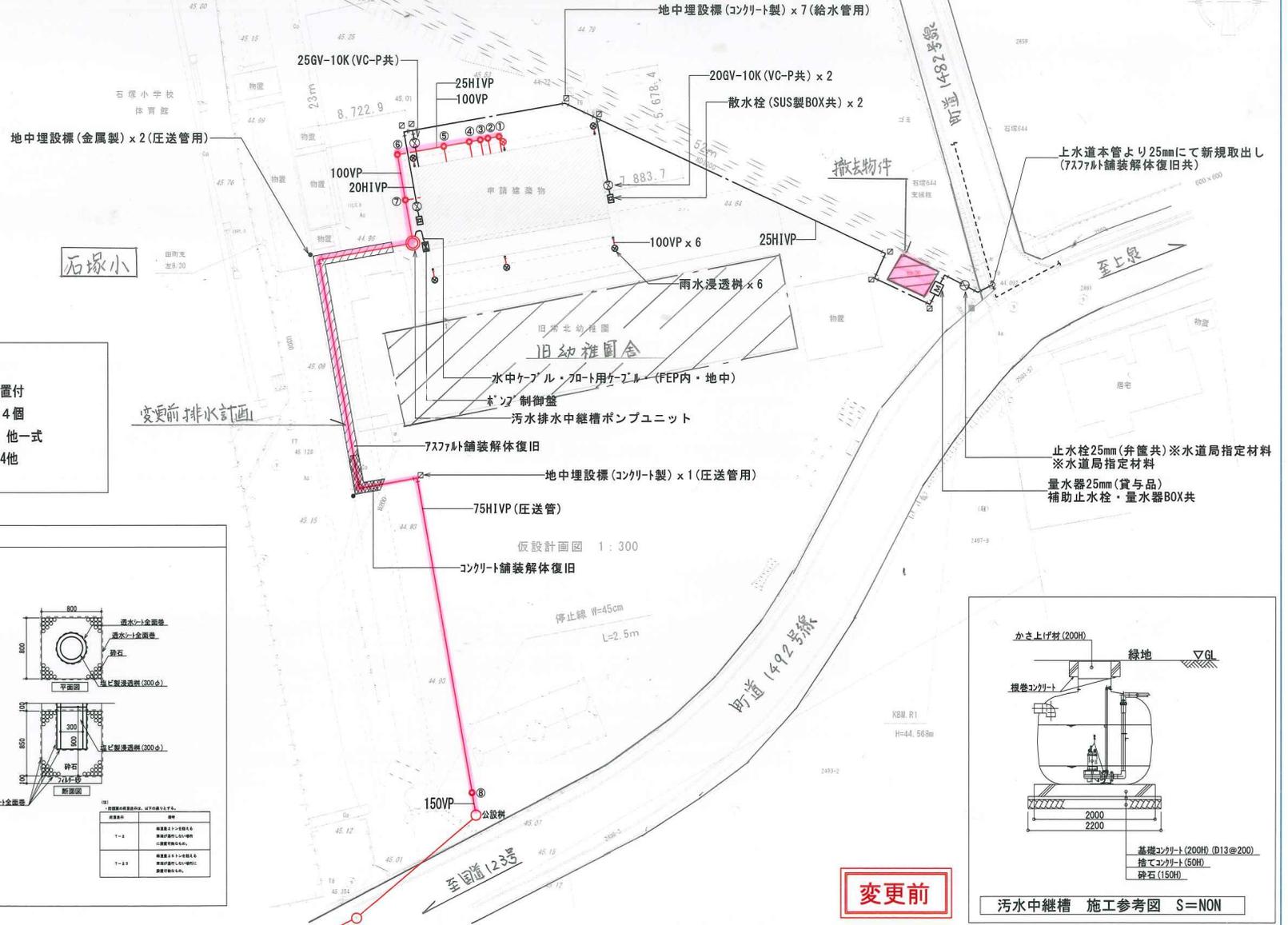
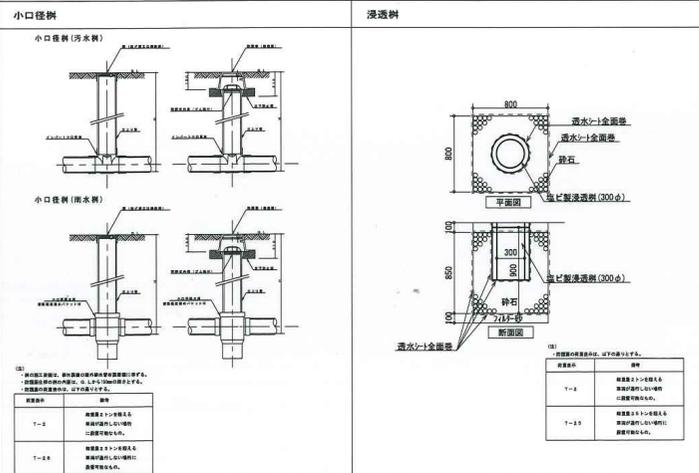
汚水樹リスト

記号	仕様	樹深さ (地盤高-) mm	蓋仕様
①	小口径樹 (150φ)	- 770	普通蓋 (T-2)
②	小口径樹 (150φ)	- 800	普通蓋 (T-2)
③	小口径樹 (150φ)	- 820	普通蓋 (T-2)
④	小口径樹 (150φ)	- 850	普通蓋 (T-2)
⑤	小口径樹 (150φ)	- 910	普通蓋 (T-2)
⑥	小口径樹 (150φ)	- 1020	普通蓋 (T-2)
⑦	小口径樹 (150φ)	- 1110	普通蓋 (T-2)
中継槽			
⑧	小口径樹 (200φ)	- 500	普通蓋 (T-2)

※汚水樹深さは現地調査の上、最終決定とする。
※最終的に下水道課へ確認すること。

汚水排水中継槽ポンプユニット

- : FRP製、容量2.00m3
- : 非自動ポンプ2台、3相200V-0.75kw×2 (自交)、着脱装置付
- : 屋外型制御盤 (並列交互・回転灯付)、フロートスイッチ 4個
- : 嵩上げ材200H、汚物チャッキ弁×2、着脱装置×2、マンホール蓋 他一式
- : 参考形式 50DWV5.75B×2、EPK2B、50UKFWC20、EF-4A×4他



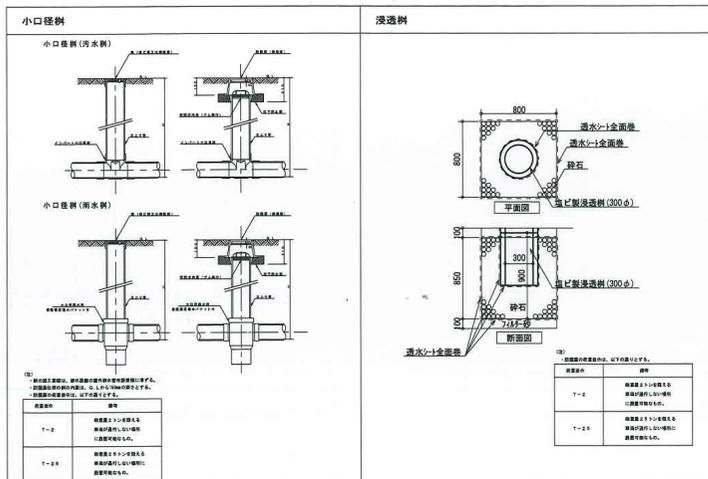
変更前

汚水中継槽 施工参考図 S=NON

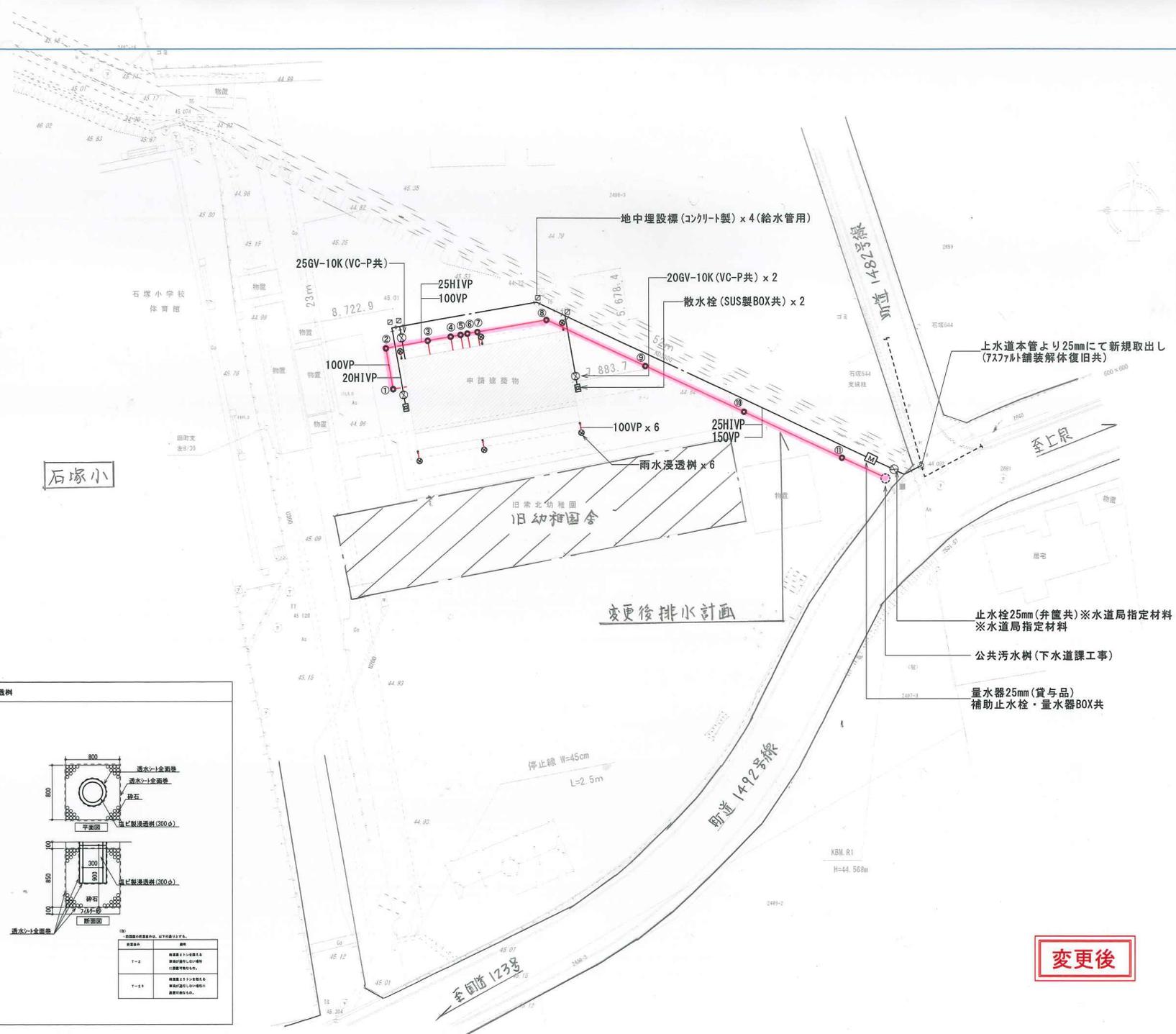
汚水枘リスト

記号	仕様	枘深さ	
		(地盤高 -) mm	蓋仕様
①	小口径枘 (150φ)	- 600	普通蓋 (T-2)
②	小口径枘 (150φ)	- 880	普通蓋 (T-2)
③	小口径枘 (150φ)	- 760	普通蓋 (T-2)
④	小口径枘 (150φ)	- 820	普通蓋 (T-2)
⑤	小口径枘 (150φ)	- 850	普通蓋 (T-2)
⑥	小口径枘 (150φ)	- 880	普通蓋 (T-2)
⑦	小口径枘 (150φ)	- 910	普通蓋 (T-2)
⑧	小口径枘 (200φ)	- 1010	普通蓋 (T-2)
⑨	小口径枘 (200φ)	- 1160	普通蓋 (T-2)
⑩	小口径枘 (200φ)	- 1310	普通蓋 (T-2)
⑪	小口径枘 (200φ)	- 1460	普通蓋 (T-2)
	公共汚水枘	与-1600	

※汚水枘深さは現地調査の上、最終決定とする。
※最終的に下水道課へ確認すること。



石塚小



上水道本管より25mmにて新規取出し
(7x7フルト舗装解体復旧共)

止水栓25mm (弁籠共) ※水道局指定材料
※水道局指定材料

公共汚水枘 (下水道課工事)

量水器25mm (貸与品)
補助止水栓・量水器BOX共

変更後

倉庫(解体)



議案第63号

令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度城里町の介護保険特別会計補正予算（介護保険事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月11日 提出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		402,459	5,180	407,639
	2. 基金繰入金	8,523	5,180	13,703
歳入合計		2,650,938	5,180	2,656,118

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		6,699	5,180	11,879
	1. 償還金及び還付加算金	6,698	5,180	11,878
歳出合計		2,650,938	5,180	2,656,118

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	402,459	5,180	407,639
歳入合計	2,650,938	5,180	2,656,118

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6. 諸支出金	6,699	5,180	11,879			5,180	
歳出合計	2,650,938	5,180	2,656,118			5,180	

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費準備基金繰入金	8,523	5,180	13,703	1. 介護給付費準備基金繰入金	5,180	介護給付費準備基金繰入金
計	8,523	5,180	13,703			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 償還金	4,697	5,180	9,877			5,180		22. 償還金、利子及び割引料	5,180	国県等介護給付費負担金返還金
計	6,698	5,180	11,878			5,180				

令和5年度 城里町
介護保険特別会計補正予算（第2号）
予算の概要

(課局名 長寿応援課)

(単位:千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	国県等介護給付費負担金返還金		令和4年度介護給付費支払基金過大分の返還を行う。	5,180	4	R4介護給付費 支払基金 交付金5,180

令和4年度社会保険診療報酬支払基金交付金返還金計算にかかる説明書

06 諸支出金 01 償還金及び還付加算金 02 償還金 5,180千円

(R4 社会保険診療報酬支払基金交付金のうち、01 介護給付費等事業分の返還)

1. 補助金の推移（過去3年間）

		既交付済額	確定額	精算結果
令和2年度精算 (令和元年度分)		570,481,000円	574,118,895円	追加交付 3,637,895円
令和3年度精算 (令和2年度分)		598,574,000円	596,361,074円	返還 2,212,926円
令和4年度精算 (令和3年度分)		594,994,000円	589,814,000円	返還 5,180,000円
令和5年度精算 (令和4年度分)	正	既交付済額 583,670,000円	575,504,529円	返還 8,165,471円
	誤	受入額 578,490,000円	575,504,529円	返還 2,985,471円

2. 当交付金の精算の仕組み

当交付金の精算については、実績に基づき、(1) 返還請求書に基づく返還（返還金の振り込み）、または(2) 充当による返還（当該年度の交付金から前年度の返還額を差し引く）が選択できる。通常の返還は(1)の方法により9月補正で行う。

3. 理由

令和3年度分の精算については、令和4年9月議会定例会が、町長選挙執行に伴い10月の開催になることから、補正予算では返還期限に間に合わないため、(2)の方法による精算を選択、令和4年度分交付金への充当申請による返還を行った。

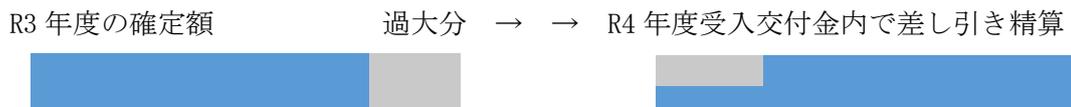
令和4年度分の精算時に、交付決定額ではなく、受入額の金額を用いて令和4年度分の返還金の計算を行ったため、令和4年度交付金として返還すべく金額に5,180千円の過少が生じた。

<精算のイメージ>

(1) 翌年度精算



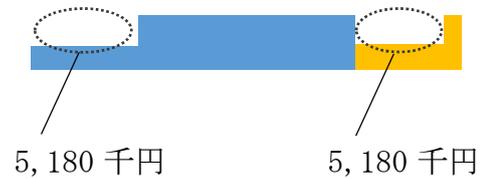
(2) 翌年度充当申請



正 R4年度分の確定額は、R4交付額で精算
(R3差し引き前の額)



誤 R3差し引き後の、R4受入額で精算



4. 再発防止

町長選挙が行われる年度に充当申請を行った場合の翌年度精算については、通常年度以上に十分に書類を精査して、複数チェックにより誤りを防止する。